平成２３年（フ）第７８９号
東京都武蔵村山市大南４丁目21番地の１エステート大南公園５―204号
債務者　金山　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９０号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地35棟205号
債務者　金山三郎こと　金　　韓寿
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１２号
東京都昭島市田中町１―７―３、住民票上の住所東京都武蔵野市緑町２丁目６番７―606号武蔵野緑町二丁目第３アパート
債務者　山田　郁子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
北海道帯広市西12条南15丁目２番地　コーポヨシダ７号室
債務者　田中　博士
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
北海道帯広市南町東４条８丁目４番地
債務者　堀田　　馨
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目５番６号　ＰＡＲＫステーション101
債務者　小嶺千賀子（旧姓川満）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原757番地２　２Ｆ―Ａ
債務者　屋富祖忠男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原757番地２　２Ｆ―Ａ
債務者　屋富祖真那美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３２号
静岡県富士市宮下202番地の２
債務者　市川　力代
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９２５号
東京都日野市平山４丁目25番地の４
債務者　虎　　孝明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４１号
茨城県石岡市根小屋383番地１
破産者　矢口　寿江
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目６番１―210号、開始決定時の住所千葉県佐倉市上志津原334番地184
破産者　山本　　豊
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２９８号
東京都港区新橋２丁目10番９号
破産者　経営コンサル株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２９９号
東京都港区新橋２丁目10番９号
破産者　アイ・イマジニア株式会社
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３００号
東京都墨田区江東橋３丁目５―19―706、開始決定時の住所東京都墨田区江東橋２丁目９―５―607
破産者　石黒　博和
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４４号
東京都中野区中央５丁目８番11号
破産者　株式会社ファザーズファーム
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４９号
埼玉県坂戸市大字堀込102番地10
破産者　有限会社田柄紙工
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部